

条例等立案表

| | |
|---|--|
| <p>題名 学校その他の教育機関に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規則の一部を改正する規則</p> | <p>課(室)名 教育総務課</p> <p>担当者名 吉田 正人</p> <p>電話番号 内線 三二〇八</p> |
| <p>制定理由 総合教育センターのカリキュラムサポートセンターの開室時間延長等に伴い、所要の整理を行う必要がある。</p> | <p>あらまし</p> <p>一 総合教育センターのカリキュラムサポートセンターの開室時間延長等に伴い、総合教育センターに勤務する職員について週休日等の特例を認めることとした。</p> <p>二 牟岐少年自然の家の指定管理者制度への移行に伴い、所要の整理を行うこととした。</p> <p>三 徳島県立水産高校の大型実習船の廃船に伴い、所要の整理を行うこととした。</p> <p>四 この規則は、平成二十年四月一日から施行することとした。</p> |
| <p>予算上の措置</p> | <p>考</p> |
| <p>関係法令等</p> | <p>備</p> |

徳島県教育委員会規則第 号

学校その他の教育機関に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月 日

徳島県教育委員会

委員長 村澤 普恵

学校その他の教育機関に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規則
学校その他の教育機関に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規則（
平成四年徳島県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる学校その他の教育機関に勤務する職員の週休日及び勤務時間については、毎四週間につき八日の週休日設けるものとし、それぞれの所属長が別に割り振る。ただし、この場合において、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き十日を超えず、かつ、一週間当たりの勤務時間が毎四週間について四十時間を超えないようにしなければならない。

- 一 徳島県立総合教育センター
 - 二 徳島県立図書館
 - 三 徳島県立博物館
 - 四 徳島県立近代美術館
 - 五 徳島県立文書館
 - 六 徳島県立二十一世紀館
 - 七 徳島県立学校（寄宿舎指導員、技師（調理）及び技師（炊事）に限る。）
- 第二条第二項中「各号」を削る。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。